

大阪府公安委員会告示第64号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき、遊技機の型式の検定について申請のあった次の遊技機は、令和2年6月9日付けで遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に規定する技術上の規格に適合していると認めたので、規則第9条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、検定の有効期間は、公示の日から3年間である。

令和2年6月12日

大阪府公安委員会

委員長 井上 誠

申請者（製造業者）の氏名又は名称及び住所	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	検定番号
株式会社銀座 代表取締役 後藤 正人 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号	PロードトゥエデンGED	OP0337